

徳島県告示第百三十四号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定年月日

令和四年三月四日

二 特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
仁宇のため池	那賀郡那賀町仁宇字字原九八番地